

施設基準に係る手術件数

(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術の施設基準)

(2025年1月～12月)

1. 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0

2. 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靱帯断裂形成手術等	1
イ	水頭症手術等	1
エ	尿道形成手術等	0
カ	肝切除術等	3

3. 区分3に分類される手術		手術の件数
カ	食道切除再建術等	0

4. 区分4に分類される手術		手術の件数
胸腔鏡下・腹腔鏡下手術		95

5. その他の区分に分類される手術		手術の件数
ア	人工関節置換術	63
ウ	ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	0

上記の手術は、経験を有する専門の医師が実施しております。